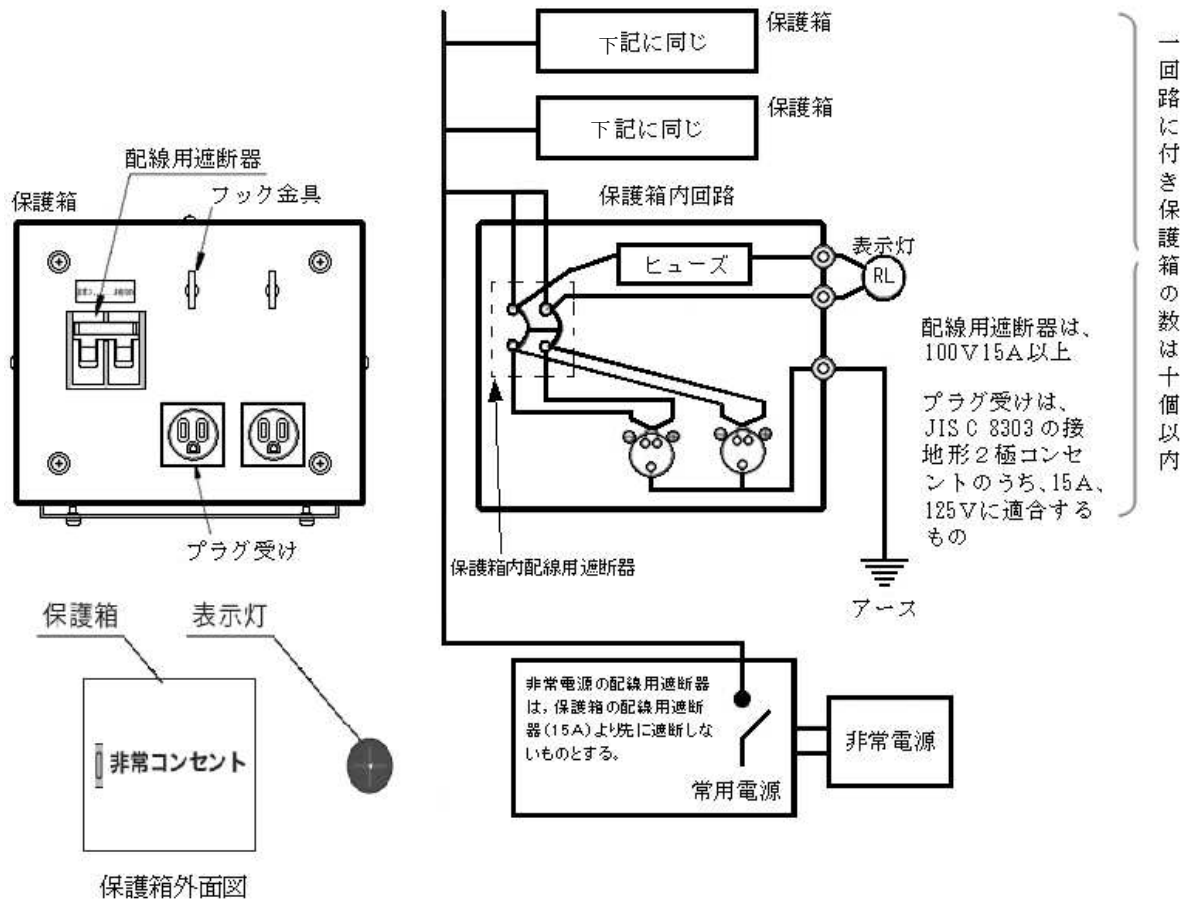


第22 非常コンセント設備

非常コンセント設備は、電源、配線、非常コンセント、表示灯等から構成され、消火活動上必要な施設の一つであり、火災発生時にも電源供給ができるよう設けられている。

1 設備の概要（系統図による設置例）



2 設置位置等

設置位置等は、令第29条の2第2項の規定によるほか、次によること。

(1) 建築物の階数

令第29条の2第1項第1号に規定する非常コンセント設備を設けなければならない建築物の階数については、建基令第2条第1項第8号の規定によるものであること。

(2) 設置位置

ア 建物の構造上、令第29条の2第2項第1号の規定によりがたい場合は、次のいずれかの場所に設けることができる。

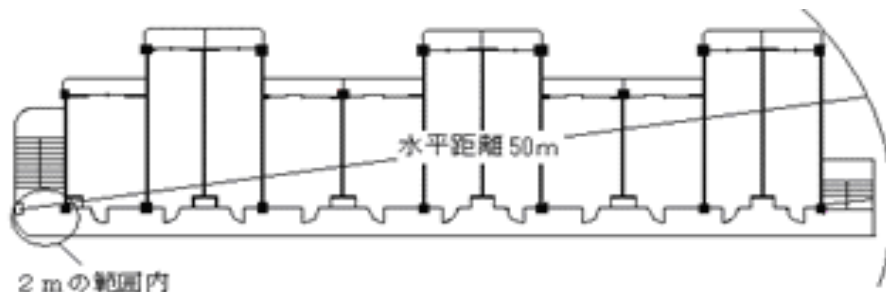
(ア) 当該部分以外の場所に設ける場合は、吹抜け廊下等消火活動上支障ない場所であること。ただし、階段出入口から概ね2mの範囲内とし、防火対象物の各部分から水平距離50m以内となるように設けること。(第22-1図参照)

(イ) 各階の階段室等に設けることが困難な場合は、10階と11階の中間踊場から設けることとし、最上階の中間踊場は設けないことができる。

イ スキップ型及びメゾネット住宅等の共同住宅の非常コンセントは、共用廊

下のある階のみに設け、他の階について設けないことができる。ただし、共用廊下等の非常コンセントは、次によること。

- (ア) 非常用エレベーターの乗降ロビー、階段室に設けること。
- (イ) 防火対象物の各部分から一つの非常コンセントまでの歩行距離が、50 m以下となるように設けること。

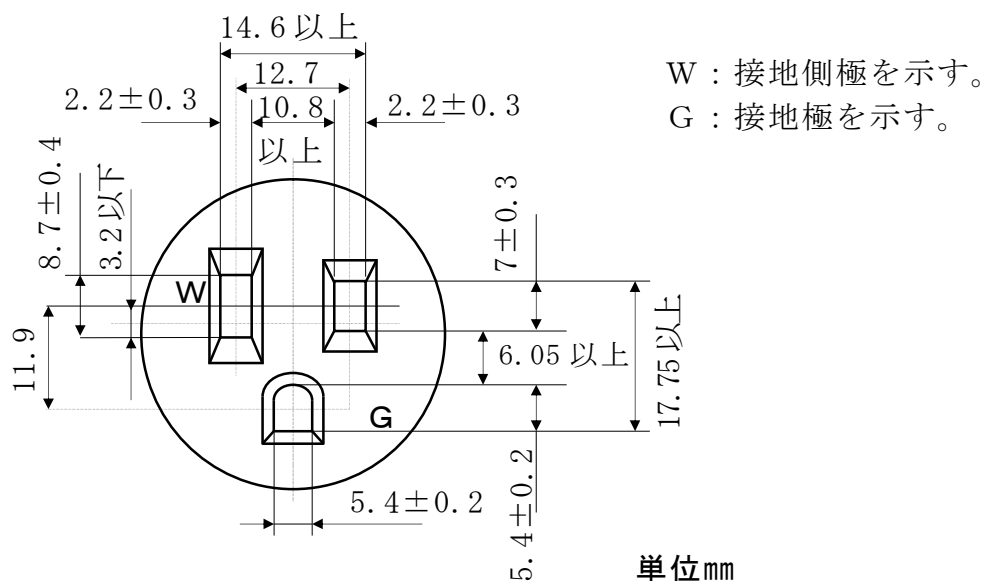


第 22－ 1 図

3 非常コンセント

非常コンセントは、次によること。

- (1) プラグ受けは、JISC8303 の接地形 2 極コンセントのうち定格が 15A、125 Vに適合するもので、極数及び極配置は、第 22－ 2 図によること。



第 22－ 2 図

- (2) 一の保護箱内には、前(1)のプラグ受けを 2 個設けること。☞ i
この場合、規則第 31 条の 2 第 6 号ただし書きで規定する非常コンセントの数は、保護箱の数とする。

4 接地

前 4 のプラグ受けの接地極は、「電気設備に関する技術基準を定める省令」（平成 9 年 3 月 27 日付通商産業省令第 52 号）第 10 条及び第 11 条に基づく D 種接地工事（以下「D 種接地」という）とすること。

5 保護箱 i

保護箱は、次によること。

- (1) 保護箱は、火災の影響を受けるおそれの少ない場所（前2.(2)の部分）に設けること。それ以外の場所に設置する場合は、耐火構造の壁等に埋め込むか又は「配電盤及び分電盤の基準（昭和56年消防庁告示第10号）」第3.1.(2)に準じたものを設けること。
※ 消防庁告示第10号)」第3.1.(2)による同等以上の耐熱性及び断熱性を有する材料は、JIS A 5430 けい酸カルシウム板とする。
- (2) 大きさは長辺 25 cm以上、短辺 20 cm以上とすること。
- (3) 保護箱に用いる材料は、防錆加工を施した厚さ 1.6 mm以上の鋼製のものとすること。
- (4) 保護箱には、容易に開閉できる扉を設けること。
- (5) 保護箱内には、さし込みプラグの離脱を防止するためのフック（L型又はC型）等を設けること。
- (6) 保護箱内には、D種接地を施すこと。
- (7) 屋外等に設ける場合は、防水及び防食等の措置を講じること。

6 電源及び配線方法

規則第31条の2第5号及び第6号の規定によるほか、次によること。

- (1) 電源からの回路は、主配電盤から専用回路とすること。ただし、他の消防用設備等の回路を接続する場合で、当該回路による障害を受けるおそれがないものにあつては、この限りでない。
- (2) (1)の回路には、地絡により電路を遮断する装置を設けないこと。
- (3) 電源の配線用遮断器には、非常コンセント設備用である旨、赤色の文字で表示するとともに、容易に遮断されないための措置を講じること。
- (4) 非常コンセントには、配線用遮断器（容量は 100 V、15 A以上）を保護箱内に設けること。
- (5) 分岐する場合に用いるプルボックス等は、防錆加工を施した厚さ 1.6 mm以上の鋼製のものをを用いること。
- (6) 保護箱内の配線及びプラグ受け等の充電部は、露出しないように設けること。

7 幹線容量

- (1) 幹線容量は、1の回路につき、100 V、15 A以上の容量を有効に供給できるものとすること。
- (2) 幹線容量は電圧降下を考慮し、低圧で電気の供給を受けている場合は、電圧降下を標準電圧の2%以下となるように算定すること。ただし、電気使用場所内に設けた変圧器から供給する場合は、3%以下とすることができる。
- (3) 幹線に用いる電線は、非常電源の配線用遮断器の容量を有効に供給できるものとすること。

8 非常電源回路の配線

規則第31条の2第8号に規定する非常電源回路の配線は、第3非常電源により設けること。

9 表示灯及び標識等

規則第31条の2第9号に規定する設置方法は、次によること。

- (1) 保護箱の上部に設ける赤色の灯火は、第2屋内消火栓設備の赤色の灯火に準ずること。
- (2) 灯火の回路の配線は、第3非常電源によるほか、通電状態を監視するため前6.(4)配線用遮断器の一次側から分岐し、当該分岐回路には保護用のヒューズを設けること。(前1 設備の概要参照)
- (3) 保護箱の表面又は直近に設ける標識は、第25標識によること。
- (4) 表示灯回路を他の表示灯回路と兼ねる場合は次によること。

ア 屋内消火栓設備と兼用する場合は、第2屋内消火栓設備に定める赤色の灯火と兼用することができる。この場合、通電表示灯を、前3.(1)のプラグ受けの近くに設けること。☞ i

なお、通電表示灯の配線は、配線用遮断器の一次側から分岐すること。

☞ i

イ 連結送水管と兼用する場合は、非常コンセントの表示灯の基準により設置すること。

10 消火栓箱等と保護箱との接続

非常コンセントの保護箱を消火栓箱等に接続する場合は、次によること。

- (1) 保護箱は、消火栓箱等の上部とすること。
- (2) 消火栓部分、放水口部分及び弱電流電線等と非常コンセントは、不燃材料で区画すること。
- (3) 消火栓箱部分の扉と保護箱の扉は、別開きができるようにすること。

11 総合操作盤

第2屋内消火栓設備15を準用すること。

〈非常コンセント〉性能検査

性能検査 1 接地抵抗検査

プラグ受け及び保護箱の接地極は、D種接地工事が適正に施工されているかを判定するため、接地抵抗計を用い、測定値が 100Ω 以下であることを測定する。

※ 接地抵抗地の測定方法は、非常電源性能検査 1 を準用すること。

性能検査 2 絶縁抵抗検査

配線と大地間及び配線相互間の絶縁抵抗値を絶縁抵抗計を用いて測定する。

絶縁抵抗値は、 $0.1M\Omega$ 以上であること。

※ 絶縁抵抗値の測定方法は、自動火災報知設備、「性能検査」. 1 【絶縁抵抗の測定方法例】を準用すること。

性能検査 3 端子電圧検査

電圧計を用い、電圧の測定値が定格で $100V$ であることを測定する。

その後、常用電源を遮断し非常電源についても確認する。

【測定方法】

- (1) コンセントの電源極性は、穴の長さの長い方（通常左側）がアース（クール）側。
- (2) まず、テスターを「交流電圧測定」モードにする。 100 ボルトが測定できるレンジにセットする。
- (3) 端子の一方を手で持つ。赤、黒どちらでもよい。もう一方の端子をコンセントの穴に入れる。入れた側がホット側（交流 100 ボルトがかかっている）であれば、テスターが数十ボルトを示す。逆にアース（クール）側（電圧がかかっていない）であれば、テスターは数ボルト以下を示す。

